

くらしとこころの健康相談

- ▶対象／経済的な困り事や健康上の悩みなどを抱えている人
- ▶とき／9月5日(木)・12日(木)・25日(水)
①午前9時～11時 ②午後2時～4時
- ▶ところ／市役所2階会議室2-3
- ▶内容／専任の相談員に、自立に向けた解決策や健康についての悩みなどを相談
- ▶申込／大垣市生活支援相談センター(総合福祉会館内、☎75-0014)または、社会福祉課(☎47-7214)へ

将来受け取る国民年金を増やせます

国民年金は、毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。また、過去に国民年金の「未納」「未加入」「免除」期間がある、60歳以上65歳未満の人は、任意加入し国民年金保険料を納めることで、受け取る老齢基礎年金を増やすこともできます。

詳しくは、大垣年金事務所(☎78-5166)または、国保医療課国民年金グループ(☎47-8129)へ。



「転倒災害多発緊急事態宣言」を発令

大垣労働基準監督署は、管内(大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡)における転倒災害が急増していることから、「転倒災害多発緊急事態宣言」を令和6年7月17日に発令しました。転倒災害防止に努めましょう。

詳しくは、同署安全衛生課(☎80-5081)へ。

ご存知ですか? 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の財産や生活を守る制度です。

すでに判断能力が十分でない場合に利用する「法定後見制度」と、将来の判断能力の低下に備えてあらかじめ後見人や支援内容を決めておく「任意後見制度」の2種類があります。

家庭裁判所に選任された成年後見人などは、支援を受ける人の意思を尊重し、かつ本人の心身や生活状態に配慮しながら、主に次のような事務を行います。

財産管理	身上保護
<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金や土地、建物の管理 ・税金や保険料、公共料金の支払い ・年金の受領 ・不利益な契約の取消 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する手続き ・住居の確保に関する手続き ・介護サービスの利用や、施設入所に関する手続き など

※成年後見人などの事務には、食事の世話や介護などは含まれません

制度を利用するための支援

判断能力が十分でない人が、身寄りが無いなどの理由で成年後見制度を利用できない場合に、本人などに代わって市長が選任の申立てを行うことができます。

また、成年後見人などへの報酬を支払うことが困難で、一定の要件に当てはまる人には、報酬の助成制度があります。

詳しくは、大垣市成年後見支援センター(高齢福祉課内、☎47-7424)へ。

トイレ詰まりの原因となります

一度に大量に流さない

トイレットペーパーを一度に大量に流すことは、トイレ詰まりの原因となります。

トイレに流せるティッシュ・掃除シートなどであっても、一度に大量に流さず、少量ずつ流すようにしてください。

また、水に溶けにくいティッシュ・紙おむつ・生理用品などは、トイレに流さないようにお願いします。

児童手当制度が10月分から拡充されます

令和6年10月分から、児童手当の制度が下表のとおり拡充されます。申請が必要と思われる人には、8月下旬に申請書を郵送しますので、必要事項を記入して、同封の返信用封筒で郵送してください。改正後の初回支給月は令和6年12月(10・11月分)です。詳しくは、HPをご覧ください。子育て支援課(☎47-7092)へ。

- ▶申請が必要な人／①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代(平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ)の児童を養育している人
②所得上限限度額超過のため、児童手当等の支給を受けていない人
③児童手当等を受給している人で、大学生年代(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の子を含めて3人以上の子を養育している人
- ▶申請期限／9月30日(必着)
- ▶その他／公務員の人は勤務先での申請となりますので、職場に確認してください。子と別居している場合や、市に児童手当の申請履歴がない場合は、案内が届かない場合がありますので、同課までお問い合わせください。



市HP

	現行(令和6年9月分まで)	改正後(令和6年10月分以降)
支給対象	中学生年代までの児童を養育している市内在住の人	高校生年代までの児童を養育している市内在住の人
所得制限	あり	なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満：15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生：10,000円 ※所得制限限度額以上、所得上限限度額未満：5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～18歳到達後の最初の年度末 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
第3子以降の算定対象	18歳到達後の最初の年度末まで	22歳到達後の最初の年度末まで
支払月	年3回(2月、6月、10月)	年6回(偶数月)
支払通知	年1回支払通知書を送付	なし

審議会などの傍聴ができます

子育て支援会議	担当：子育て支援課(☎47-7064)
8/20(火) 13:30～15:30	市役所8階 大会議室
・子育て支援計画について ほか	
地域包括支援センター運営協議会	担当：高齢福祉課(☎47-7416)
8/22(木) 13:30～15:00	市役所6階 会議室6-3、6-4
・地域包括支援センター事業報告について ほか	
スポーツ推進審議会	担当：社会教育スポーツ課(☎47-8038)
8/26(月) 17:00～18:30	市役所8階 大会議室
・第2次教育振興基本計画(スポーツ分野)の改定について ほか	
地域公共交通会議	担当：交通政策課(☎47-7386)
8/29(木) 10:30～12:00	市役所4階 情報会議室
・地域公共交通計画(基本方針)について ほか	
教育振興基本計画策定委員会	担当：教育委員会庶務課(☎47-8022)
8/30(金) 9:00～11:00	市役所3階 会議室3-4
・第2次教育振興基本計画の改定について ほか	
地域創生総合戦略推進委員会	担当：地域創生戦略課(☎47-8216)
8/30(金) 10:00～12:00	市役所4階 情報会議室
・地域創生総合戦略の効果検証について ほか	
図書館協議会	担当：図書館(☎78-2622)
8/30(金) 14:00～15:30	サイトピアセンター学習館4階 学習室4
・第2次教育振興基本計画(図書館活用分野)について ほか	

トイレが詰まったときは

トイレが詰まったときは、市販のラバーカップを使うと、軽度であれば解消できることがあります。便器の排水口にラバーカップを密着させ、静かに押し付け、勢いよく引いたり押ししたりを数回繰り返してください。このとき、汚水が飛ばないようにビニールシートをかぶせて作業しましょう。

詰まりが解消できない場合は、市指定の下水道排水設備指定工事店にご相談ください。詳しくは、下水道課(☎47-8713)へ。

